歴史公文書について

定義について

(1) 条例の規定

【公文書等の管理に関する条例】

(定義)

第2条第3項 この条例において「歴史公文書」とは、公文書の うち、歴史的に重要な資料として、知事が規則で定める基準に 適合するものをいう。

(2) 規則の規定(案)

【条例施行規則】

(条例第2条第3項の知事が規則で定める基準)

- 第〇〇条 条例第2条第3項の知事が規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
 - (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
 - (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
 - (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。